

小牧市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 3 5 号

小牧市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

小牧市屋外広告物条例施行規則（令和 7 年小牧市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（身分証明書）

第 1 4 条 条例第 1 9 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、別記様式による。

別表第 2 の 1 (3)並びに同表の 2 (1)ア(イ)、同(1)イ(エ)及び同(1)ウ(オ)中「原色」を「高彩度色」に改める。

別表第 3 の次に次の様式を加える。

別記様式（第 1 4 条関係）

（表）

No.
屋外広告物立入検査員証
所属
職名
氏名
年 月 日生
年 月 日交付
小牧市長 印

（裏）

小牧市屋外広告物条例（抜粋） （立入検査等） 第 1 9 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--

備考 用紙の大きさは、縦 8 0 ミリメートル、横 6 0 ミリメートルとする。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に 1 条を加える改正規定及び別表第 3 の次に様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、改正後の小牧市屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に違反することとなるものについては、新規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日から 3 年間（小牧市屋外広告物条例（令和 7 年小牧市条例第 4 1 号）の規定により許可を受けているものにあつては、当該許可の期間）は、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。ただし、当該広告物又は設置されていた掲出物件を変更し、又は改造するとき（軽微な変更又は改造をするときを除く。）は、この限りでない。